

## 白岡町地域懇談会実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、町が推進する政策、計画等(以下「政策等」という。)の立案又は策定に当たり、当該政策等に町民の意見を反映させるための懇談会(以下「地域懇談会」という。)を実施することにより、住民サービスの質の向上を図り、もって町民との協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

### (地域懇談会の実施)

第2条 町長は、広く町民の意見を聴く必要があると認める政策等を立案又は策定するときに、地域に出向いて地域懇談会を実施するものとする。

### (出席者)

第3条 地域懇談会に出席する者は、原則として町長、副町長、教育長、当該政策等を所管する参事(参事相当職を含む。)、課長(課長相当職を含む。)及び課長が指名する者とする。

### (事務)

第4条 地域懇談会の実施に係る事務は、当該政策等を所管する課等(以下「所管課」という。)において行うものとする。

### (懇談会の報告)

第5条 所管課の長は、地域懇談会の終了後速やかに別記様式の白岡町地域懇談会実施報告書を町長に提出するものとする。

### (補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、地域懇談会の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式(第5条関係)

# 白岡町地域懇談会実施報告書

年 月 日

白岡町長 様

所管課長名

地域懇談会が終了したので、白岡町地域懇談会実施要綱第5条の規定により、次のとおり報告します。

日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
政策等の名称	
場所	
出席者	
参加人数	人
備考	

資料等有る場合は、添付してください。